

令和 年 月 日

加入申込者各位

東松島市商工会

加入申込時における反社会的勢力でないことの確約

並びに推薦人について

本会では、政府が取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)並びに宮城県暴力団排除条例(平成 22 年宮城県条例 67 号)に基づき、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを積極的に推進しております。

そのため、本会への加入申込みにあたり、別紙誓約書に商工会加入についての推薦人 2 名(正副会長を除く理事 1 名と商工会員 1 名)の署名を添えてご提出いただくことといたしますので、ご協力下さるようお願いいたします。

なお、誓約書を提出いただけない場合は、加入をお断りさせていただきます。

また、入会後に、誓約書の内容に反する事実が判明した場合は、会員の除名及び本会との間で締結した契約の解除の取り扱いをさせていただきますので、予めご了承下さいますようお願いいたします。

また、本会への加入手続きは、理事会において承認を受けた後、速やかに加入金と会費を納入してください。

以上により会員となります。